



新制度の利用の流れ

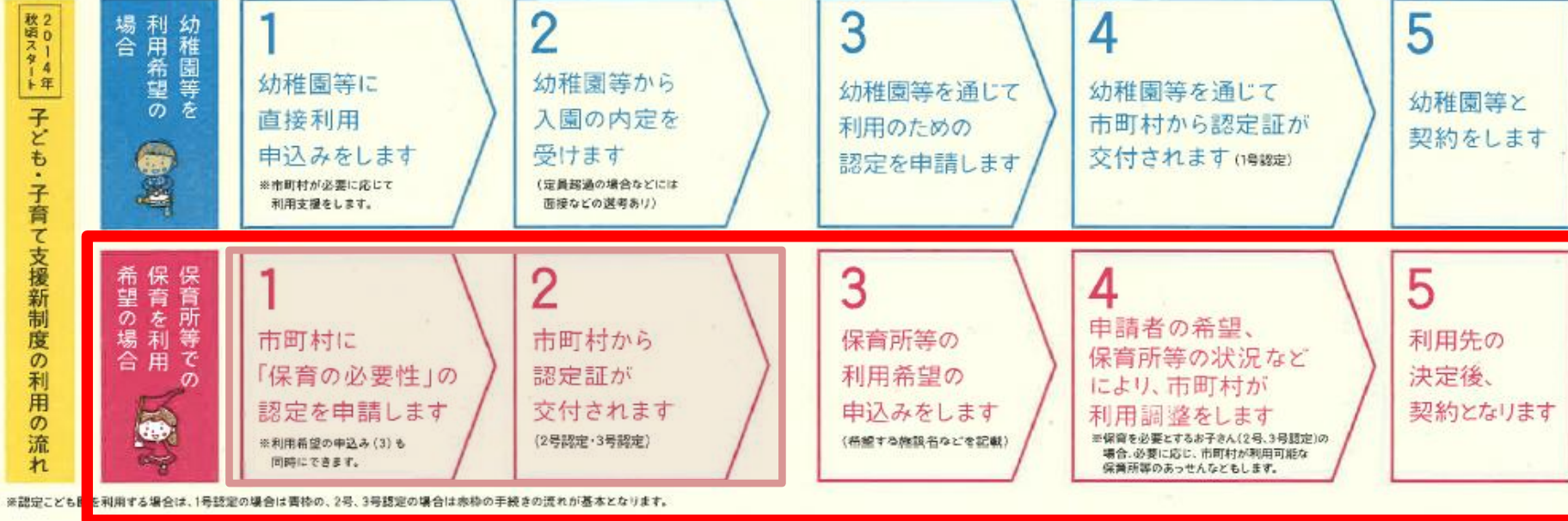
施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、お住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。お住まいの市町村や施設などから提供される情報をよくご確認ください。

が決まってくる。保護者の方に、

3つの認定区分

- 1号認定 教育標準時間認定**  
お子さんが3歳以上で、教育を希望される場合  
(適用先) 幼稚園、認定こども園
- 2号認定 満3歳以上・保育認定**  
お子さんが3歳以上で、「保育の必要な事由」(09ページ参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合  
(適用先) 保育所、認定こども園
- 3号認定 満3歳未満・保育認定**  
お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(09ページ参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合  
(適用先) 保育所、認定こども園、地域型保育



※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は費料的、2号・3号認定の場合は赤穂の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実況に応じて定めることとなります。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

- 認定こども園・幼稚園・公立保育所・地域型保育を利用する場合  
利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。
- 私立保育所を利用する場合  
利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。



新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります。〈地域型保育〉を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つまた、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童

多く利用されてきました。「認定こども園」を普及していきます。の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

**幼稚園** 3~5さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。

利用できる保護者 制限なし。

**認定こども園** 0~5さい

教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成16年に導入)。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

**保育所** 0~5さい

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

**地域型保育** 0~2さい

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもの預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

- 3つのポイント
- 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
  - 保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
  - 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

- 4つのタイプ
- 家庭的保育(保育ママ)**  
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
  - 小規模保育**  
少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
  - 事業所内保育**  
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
  - 居宅訪問型保育**  
障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなかった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※お住まいの地域で実際にどのようなサービスが提供されるのかは、市町村におたずねください。(06ページ参照)